

セルテック・ラボクラブ

会員登録のご案内

概要書面

会員登録される前に、本概要書面の内容を十分お読みください。

本書面は「特定商取引に関する法律」第37条第1項により、交付することが義務付けられている書面です。

会員は、会員候補者が入会する如何に関わらず、本書面の内容を説明し、必ずお渡してください。

本書面の内容をよくご確認の上、お手元に保管してください。



株式会社セルテック・ラボ

(第8版)

紹介者氏名	
会員番号	
住所	
電話番号	

上記にご自分の会員番号・氏名・住所・電話番号を記入し、必ずこの書面を渡して内容を正しく説明してください。

第 1 章 統括会社概要

社名	株式会社セルテック・ラボ
代表取締役	谷津 潔
所在地	東京都千代田区神田西福田町 4-3 善幸ビル 3 階
連絡先	TEL 03-5577-5975 FAX 03-3527-1931 E-mail contact@ct-labo.co.jp https://www.ct-labo.co.jp

第 2 章 セルテック・ラボ クラブ会員

～セルテック・ラボ クラブとは～

セルテック・ラボ クラブ会員として契約を締結した方となります。

当社が定める規約および関連法令などに従い、セルテック・ラボ商品を愛用する多くの方々のための会員販売組織を築き、商品の購入、会員の紹介をすることができます。

ビジネスや商品の知識、教育の場を提供し、会員の勧誘、商品の販売促進などを通じて、連鎖販売取引に基づく正しいビジネスを展開していく会員となります。

尚、本書面に記載された事項は、当社の都合により、予告なく本書面の内容を変更する事がございますのでご了承下さい。

～セルテック・ラボ クラブ会員になるには～

「概要書面」を紹介者様より受け取り、内容をよく読み、当社が定める規約および関連法令などについて確認し、十分に理解してください。

「会員登録申請書」または web サイトの「新規お申し込み」に必要事項を記入し、署名を行い、株式会社セルテック・ラボ宛てに郵送・FAX または web でお申込みください。

「会員登録申請書」または web サイトの「新規お申し込み」を受理した後に、ご希望のお支払い方法に沿ったご入金を確認の上、初回のご注文商品をお届けします。

1. セルテック・ラボ クラブ会員の利益

セルテック・ラボ クラブ会員資格の契約締結により、ボーナスプラン等の利益を受ける機会が生じます。

- (1) 当社の「セルテック・ラボ ボーナスプログラム」に参加できます（資格がある場合は、ボーナスを受け取ることができます）。
- (2) 個人または法人は、セルテック・ラボ クラブ会員として商品販売にかかわるマーケティング組織を構築し、当社の「セルテック・ラボ ボーナスプログラム」を活用できます。
- (3) 当社が発信した情報を受け取ることができます。
- (4) セルテック・ラボ カスタマーサービスを利用することができます。

2. 登録資格・登録のルール

*会員登録を行う場合は、会員からの紹介が必要になります。

*本概要書面を十分に理解いただいた上、全てを承認すること。

(1) 個人登録の場合

- ① 20 歳以上（学生を除く）であること。
- ② 日本国籍を持つ者であること。外国籍である場合は、外国人登録証明書を所持し、紹介販売活動が可能な在留資格をもつこと（関連法令および当社の規約を理解できない者を除く）。
- ③ 成年被後見人、被保佐人、被補助人等の判断力に懸念がある者（判断力が不十分な方の勧誘には、家族や身近な方の同意を得る等の配慮が必要です。国民生活センター報道発表資料参照）
- ④ 申請者が、かつて当社の会員で除名処分となった者でないこと。
- ⑤ 公務員等で法令により兼業をすることが禁じられている場合でないこと。
- ⑥ 本名で登録すること（屋号・通称など、本名以外の氏名は認められません）。
- ⑦ 当社との契約を自主解約およびクーリング・オフ完了後、6ヶ月以上経過していること。
- ⑧ 商品発送可能な住所が日本国内であること。
- ⑨ 会員規約を遵守し、当社の指導に従うこと。
- ⑩ 申請書記載内容が虚偽でないこと。
- ⑪ すでに法人で登録している法人の代表者が個人登録を行う場合、その法人を紹介者として個人登録を行うこと。
- ⑫ 暴力団などの反社会勢力および団体との関係を有していないこと。
- ⑬ その他、会員として適当でないと当社が判断した場合でないこと。

(2) 法人登録の場合

- ① 日本で設立された営利法人（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）であること。または日本で登記された外国の営利法人であること。
- ② 法人の代表権を有する者が個人登録資格を満たしていること。
- ③ すでに個人登録している者が法人の代表者として会員登録を行う場合、その個人を紹介者として法人登録を行うこと。
- ④ 暴力団などの反社会的勢力および団体との関係を有していないこと。
- ⑤ その他、会員として適正でないと当社が判断した場合でないこと。

(3) 会員登録の手順

本書面をよく読み、ご理解ご納得いただいた上で、会員登録を行ってください。

- ① ご紹介者から最新の概要書面を受け取り、書面および口頭にて説明を受けてください。またご自身でも内容を十分にお読みいただき、ご理解ご納得いただいた上で、「会員登録申請書」または web サイトの「新規お申し込み」へ必要事項を漏れなく記入してください。
- ② 当社宛に郵送・FAX または web でお申込みください。
- ③ 「会員登録申請書」の本人控えまたは受付完了メールは、登録者本人で大切に保管してください。
- ④ 「会員登録申請書」に不備がないことを確認ができた時点で登録作業に移ります。

3. 特定負担

クラブ会員となり特定利益（ボーナス）を取得するためには、次の金額をご負担いただく必要があります。

- (1) 指定商品の中からボーナスを取得するための商品購入。1商品あたり 14,520 円（税込み、送料込み）
- (2) ボーナス振込事務手数料 800 円+税。
- (3) 定期購入以外をご希望の方は、お好きな商品をいくつでも会員価格でご購入いただけます。
- (4) 銀行振込での発送の場合、振込手数料はお客様にてご負担ください。
- (5) 代金引換での発送の場合、代引き手数料が一律 400 円+税が別途必要になります。

4. 商品代金お支払い方法

- (1) 銀行振込（当月 10 日までにお支払い）

毎月 10 日までに当月の商品代金をお振込みいただき、商品をお届けします。振込手数料はお客様にてご負担ください。

- (2) 口座振替（当月 6 日に口座引き落とし）

毎月 6 日に指定口座から商品代金を引き落とし、商品をお届けします。口座引き落とし日が土日祝日の場合は、翌営業日の引き落としとなります。

この支払方法をご利用いただくには、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」の提出が必要です。この手続きに 2 ヶ月程かかります。口座引き落としが始まるまでの期間は銀行振込または代金引換でお支払いください。銀行振込の場合は、振込手数料はお客様にてご負担ください。代金引換の場合は、代引き手数料一律 400 円+税が別途必要となります。

- (3) クレジットカード払い（当月 6 日に決済）

毎月 6 日に指定カードで商品代金を決済し、商品をお届けします。決済日が土日祝日の場合は、翌営業日の引き落としとなります。

- (4) 代金引換（商品納品時にお支払い）

商品代金と引き換えに商品をお届けします。代金引換の場合は、代引き手数料一律 400 円+税が別途必要となります。

- (5) 定期購入の代金支払いは、何等かの理由によりご指定のお支払い方法で決済が出来なかった場合は、代金引換での発送となります。代金引換での発送の場合、代引き手数料一律 400 円+税が別途必要となります。

- (6) 商品納品時に受取辞退、もしくは長期不在の為、納品できずに当社に返品された場合、それに関わった返送料及び手数料等の実費をご請求させていただきます。なお、当該本人に対し、何らかの事情により請求できない場合にはアップラインの方にご請求させていただきます。

- (7) 返品について

- ① 定期購入の商品については、返品は原則受付できかねます。

但し、会員様からの依頼があった場合、引き渡しを受けてから 90 日未満、未開封、未使用である商品のみ、1 個につき 3,000 円 + 税の返品事務手数料を差し引いて、登録口座に返金いたします。当社に返品する際の送料は、会員様にご負担していただきます。なお、当該本人に対し、何らかの事情により請求できない場合にはアップラインの方にご請求させていただきます。

- ② 返金義務は会員の資格を喪失した後も継続して負うものとします。

- ③ 返品による返金対応をし、ボーナス等の支払いが発生している場合は、既払い金の相殺とさせていただきます。

5. 商品の変更について

定期購入の方は毎月 10 日までに、都度購入の方はご注文またはご入金までに、お電話・FAX または web からお申込みください。

6. 会員資格の解約、失効

- (1) 当社の会員は、本人が望むときにいつでも会員登録を解約できます。登録の解約を希望する場合は、解約届けに必要事項を記入の上、当社まで郵送・FAX また web でお申し出ください。
- (2) 定期購入が 6 ヶ月以上ない場合、その会員は自動的に登録を解約され、会員資格を失効します。
(ただし、2 ポジション目以降は、登録後 1 年間とします。)
- (3) 登録後 6 ヶ月間「初回購入商品」の受け取りがない場合、その会員は自動的に登録を解除され、会員資格を失効します。

第3章 セルテック・ラボ ボーナスプログラム

◇ セルテック・ラボ 6 ボーナスシステム

1. ボーナスプログラムの概要

商品を愛用してくださる皆様のために考えだされたボーナスプログラムです。セルテック・ラボクラブでは、6つのボーナス&コミッションの機会を設けております。

- * 1商品あたり：10,000 PT
- * オートバイナリーシステム：一人目レフト、二人目以降指定OK (上位者指定)
- * ベースセンターの配置：ブロンズタイトル獲得で1ポジション設置
(タイトルアップ毎にベースセンターの配置、1ポジション増)
- * キャップ調整：70%

2. ボーナス (特定利益)

- (1) ボーナスとは、会員が得ることのできる報酬 (特定利益) です。
- (2) 会員は、セルテック・ラボ ボーナスプログラムによりボーナスを受け取ることができます。
- (3) この権利は、取得した会員本人のみに与えられ、権利を譲渡することはできません。
- (4) ボーナスの内容

- | | |
|-------------------|------------------------|
| ① リクルート・リピート ボーナス | ② ハイパー リクルート・リピート ボーナス |
| ③ バイナリー スモール ボーナス | ④ バイナリー ラージ ボーナス |
| ⑤ サポート ボーナス | ⑥ タイトル ボーナス |

● タイトル昇格条件

タイトル	昇格条件 (【A】または【B】のいずれか一方の条件を満たした方が対象)	
	条件【A】	条件【B】
通常会員	アクティブであること (=当月に商品を購入していること)	
ブロンズ	バイナリーの少ない方のPT： 20万 PT、 直接紹介人数：3名	—
シルバー	バイナリーの少ない方のPT： 50万 PT、 直接紹介人数：4名	ブロンズ2名
ゴールド	バイナリーの少ない方のPT： 100万 PT、 直接紹介人数：5名	シルバー2名
プラチナ	バイナリーの少ない方のPT： 250万 PT、 直接紹介人数：6名	ゴールド2名
ダイヤモンド	バイナリーの少ない方のPT： 500万 PT、 直接紹介人数：6名	プラチナ2名
Wダイヤモンド	バイナリーの少ない方のPT： 1,500万 PT、 直接紹介人数：6名	ダイヤモンド2名
Tダイヤモンド	バイナリーの少ない方のPT： 3,000万 PT、 直接紹介人数：6名	Wダイヤモンド2名
Bダイヤモンド	バイナリーの少ない方のPT： 7,000万 PT、 直接紹介人数：6名	Tダイヤモンド2名

※直接紹介人数は、アクティブな紹介者が対象です

① リクルート・リピート ボーナス

直接紹介アクティブ 1 名につき 2,000PT のボーナス

紹介人数上限： なし

② ハイパー リクルート・リピート ボーナス

直接紹介アクティブがラージ・スモールに各 1 名（以上）でさらに 7,000PT のボーナス発生

③ バイナリー スモール ボーナス

バイナリーの小さい方の獲得ポイントの 10%

条件： 直接紹介アクティブ 2 名以上でボーナス権利発生

上限： 1 ポジションにつき 3,000,000PT

④ バイナリー ラージ ボーナス

バイナリーの大きい方の獲得人数で計算

直接紹介 3 名未満 or スモール 3 名未満の場合：

直接紹介なし …… 人数 × 100PT (50 段まで、上限 15,000PT)

直接紹介あり …… 人数 × 200PT (50 段まで、上限 30,000PT)

直接紹介 3 名以上 and スモール 3 名以上の場合：

人数 × 200PT (100 段まで、上限 40,000PT)

直接紹介 5 名以上 and スモール 8 名以上の場合：

人数 × 300PT (100 段まで、上限 60,000PT)

⑤ サポート ボーナス

直接紹介したメンバーがスモールボーナスを獲得した場合にボーナス発生

ボーナス率： L1：50% L2：10% L3：10%

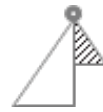
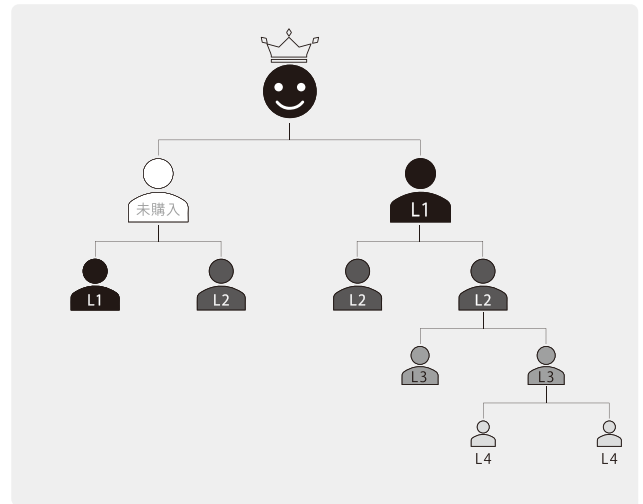
条件： 直接紹介アクティブ 2 名以上、L1～L3 まで

上限： 1 ポジションにつき 500,000PT

⑥ タイトル ボーナス

セルテック・ラボクラブ月次売上の

10%をタイトル獲得者に分配



① リクルート・リピート

@2,000 × 2 名 = 4,000PT

② ハイパー リクルート・リピート

@7,000PT

③ バイナリー スモール

@1,000 × 2 名 = 2,000PT

④ バイナリー ラージ

@200 × 7 名 = 1,400PT

⑤ サポート

L1：@1,000PT × 50% = 500PT

L2：@1,000PT × 10% = 100PT

L3：@1,000PT × 10% = 100PT

[⑤ 計] 700PT

【合計】

①+②+③+④+⑤ = 15,100PT

タイトル	分配比率
ブロンズ 以上	3%
シルバー 以上	1%
ゴールド 以上	1%
プラチナ 以上	1%
ダイヤモンド 以上	1%
Wダイヤモンド 以上	1%
Tダイヤモンド 以上	1%
Bダイヤモンド 以上	1%

3. ボーナスの支払

- (1) 会員は、セルテック・ラボ ボーナスプログラムにより、当月において定期購入をしていること且つ各ボーナスの取得条件を満たしていなければなりません。
- (2) ボーナスは、ボーナスの合計が 3,000 円以上になった際に振込となります。発生したボーナス金額が 3,000 円未満の場合は、ボーナスを繰り越し 3,000 円以上になった時点で次の所定の支払日に、登録時に指定された口座に振込となります。
- (3) ボーナスの支払いは、振込事務手数料として振込ごとに一律 800 円+税を負担していただきます。
- (4) 本書面の第 3 章の 4 に記載してある調整金が発生した場合、支払の際にボーナスから差し引かれます。
- (5) 当月のボーナス支払金額が 1 2 万円を超える場合、法令に従い源泉徴収を行います。ただし法人登録の場合は法人において税務申告をおこなっているものとして、源泉徴収を行いません。
- (6) ボーナスの支払日は、毎月 25 日です。
毎月 1 日から月末までの 1 ヶ月を当月とし、当月の活動の実績を基に、ボーナス計算を行い、翌月 25 日に支払います。なお、支払日が金融機関の休業日の場合は翌営業日のお支払いとなります。
- (7) 年間のボーナス支払金額が 50 万円を超える会員は、マイナンバーのご提出が必要です。必要に応じて当社より依頼いたします。マイナンバーのご提出がない場合は、ボーナスの支払停止及びボーナスの返還請求の措置を講じる事があります。

4. 調整金・その他手数料

- (1) ボーナス支払後の調整
ボーナス支払後に商品のキャンセルが発生した場合は、次回のボーナスでの調整になります。
- (2) 再出荷手数料
ご注文いただいた商品をお受け取りならず、再度発送を希望される場合は、商品は着払いでのお届けになります。

5. キャップ調整

当社ボーナスの支払率がバイナリー組織配下の総売上の 70%を超してしまった場合には、超過額を各ボーナスから均等に調整いたします。

第 4 章 特定商取引法等の関連規約における重要事項

当社の会員は下記の事項を遵守しない場合、『特定商取引に関する法律（特定商取引法、刑法・薬事法・消費者契約等の関連法規）』によって罰せられることがあります。勧誘を行う際は、相手方に当社のビジネスが特定商取引法に定める連鎖販売取引であること、および以下の事項を十分に説明してください。

1. 書面の交付

- (1) 勧誘を行う際は、相手方の登録意思の有無に関わらず、紹介者記入欄に記入した最新の『概要書面』を渡し、内容を説明しなければなりません。
- (2) 契約の締結後、新規登録商品に同梱されている『契約書』を十分理解するようにご案内してください。契約内容を確認する重要な書面です。必要に応じて『契約書』についても説明を行ってください。

2. 氏名等および勧誘目的の明示

勧誘を行うに先立って相手方に、本名（法人の場合は会社名および勧誘行為をする個人名）、当社名、当社の会員であること、特定負担を伴うビジネスの勧誘が目的であること、商品ならびに当社のビジネスは特定商取引法に定める連鎖販売取引であることをはっきりと教えてください。

3. 不実告知の禁止等に関する事項、その他遵守事項

- (1) 勧誘を行う際は、以下の事項について明確に説明しなければなりません。
- ① 商品の種類、品質等について
 - ② 特定負担について
 - ③ 契約の解除（クーリング・オフを含む）について
 - ④ 特定利益（ボーナス）について
 - ⑤ その他、取引の相手方の判断に影響を及ぼす重要な事項について
- (2) 勧誘に際して、また契約の解除を妨げるために上記の事項について、重要な事実を告げないこと、および事実でないことを告げることは、特定商取引法により罰せられます。
- (3) 説明、勧誘をするにあたって、相手を困惑させたり、脅迫行為を行ったりすることは、特定商取引法により罰せられます。
- (4) 事務所・自宅・セミナー会場等公衆の出入りしない場所を使用して勧誘を行う場合に、事前に勧誘目的を告げずに勧誘することは、特定商取引法により罰せられます。
- (5) 特定商取引法関連法規を遵守し、最新の会員規則に則った勧誘を行ってください。

第 5 章 抗弁権の接続

会員は、購入契約の取消・解除に当たり、割賦販売法のローン提携販売、信用購入あっせん、クレジットカード決済を利用した場合の商品について、支払停止の抗弁ができます。尚、当社では割賦販売を一切行っておりません。

第 6 章 反社会的勢力の排除

1. 当社及び会員は、自己または自己の代理人が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という）
 - ② 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ③ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ④ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を提供するなど関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑥ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 当社及び会員は、自らまたは第三者を利用して次の以下の一つでも該当する行為を行わないことを確約する。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

第7章 解除

1. 当社または会員は、相手方が次のいずれかに該当した場合には、何らかの催告を要せずして、この契約を解除することができる。
 - ① 第6章の(1)の各番号の表明が事実と反することが判明したとき
 - ② 第6章の(1)の各番号の確約に反して、いずれかに該当したとき
 - ③ 第6章の(2)の各番号の確約に反して、いずれかに該当する行為を行ったとき
2. 1.の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。
3. 1.の規定によりこの契約が解除された場合には、解除による損害について、その相手方に対し何らかの請求もすることができない。

第8章 個人情報の取り扱い

当社は、安心して会員登録をおこなっていただけるよう個人情報を適切に保護します。個人情報の取り扱いについての意識向上に努め、取り扱い内容に関しても継続的に見直し改善を図ります。

個人を識別できる登録情報、氏名・住所・電話番号・および該当個人が購入した商品やサービスを個人情報と呼びます。

当社及び業務代行会社は、個人情報の保護において極めて重要なことと認識し、会員のプライバシーの管理保護に努めます。

当社の提供するサービス以外の目的に利用することはありません。

会員登録及び会員登録完了後、当社 - が取得した個人情報は下記に該当する場合、第三者に提供する場合があります。

1. 会員管理・電算管理・商品管理・商品配送管理・金融機関への口座振替・振込依頼などを行うために業務委託先に対して必要な情報を提供する場合
2. 当社のイベント・新商品情報・キャンペーン・ルール変更等について DM や電子メールや電話での告知
3. 当社の発注・配送・関連するアフターサービスのための通信連絡業務
4. 会員紹介者や同じグループの上位会員に対して提供する場合
5. 各種通知書類、電子メール配信などを送付する目的で業務委託先に必要情報を提供する場合
6. 裁判所・検察庁・警察・税務署またはこれに準じた権限を有する行政機関等、然るべき公共機関から要請があった場合

第9章 その他

1. 概要書面・契約内容の改定

当社は、社会情勢の変化・経済事情の変動・各システム変更・関連法規変更及び遵守に伴い、当社が必要と判断した場合は、概要書面・契約内容（取扱商品・特定負担・特定利益の算出方法等）を追加・訂正・加筆等により改定する事があるものとし、当社のホームページにて告知します。告知した後、異議を唱えずにその後の取引を行った場合（新たな商品の購入、代金の支払、及び、ボーナスの受領等はそれを了承したものとみなします。

2. 管轄裁判所

会員と当社との関係における一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。但し、会員が個人の場合に限り、当該会員の住所地の地方裁判所本庁も管轄裁判所とします。

第10章 中途解約

会員が締結した連鎖販売契約は理由に問わず解約して組織から退会することが出来ます。以下の条号の一つに該当する場合はその購入した商品を返品することは出来ません。

- ① 商品の引き渡しを受けた日から90日を経過している。
- ② 商品を再販している。
- ③ 商品を使用または消費している。
- ④ 自らの責任で商品を滅失または破損している。

第 1 1 章 クーリング・オフ

クーリング・オフ（契約の解除について）

クーリング・オフ（契約の解除）について、契約書類または商品を受領したいずれか遅い日から20日経過するまでは、ハガキ等の書面により無条件で契約の解除を行なうこと（以下クーリング・オフという）ができます。記入例に従い、郵便はがきに必要事項を全てご記入の上、書留郵便等で郵送してください。郵送時（郵便消印日付等よりクーリング・オフの効力が生じます。返品する商品は送料着払いにてご返送ください。すでにお支払い済みの費用は速やかに返金いたします。

損害賠償及び違約金その他の費用はご請求いたしません。

クーリング・オフ妨害があった場合の期間延長について

申込者の勧誘に対し若しくは上記クーリング・オフを妨げるために、紹介者や統括者が特定商取引法 34 条 1 項から 3 項に違反して上記クーリング・オフに関する事項について不実のことを告げた事により誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行なわなかった場合は、これらの不実の告知、事実の不告知による誤認や威迫による困惑を理由に登録の解除を行なうことができる旨を記載した書面を交付します。この書面を受領した日から20日を経過するまでは上記期間経過後であっても書面によるクーリング・オフをする事ができます。

（特定商取引法 40 条）

郵便はがき

 101-0037 東京都千代田区神田西福田町 4-3 善幸ビル 3 階 株式会社セルテック・ラボ 宛	<ul style="list-style-type: none">① 申込年月日② 会員番号③ 氏名④ 住所⑤ 電話番号⑥ 金額⑦ 返金口座⑧ 紹介者名 <p>上記日付の会員契約申込 および商品購入を撤回します。</p>
--	--

※ はがき裏面に、上記①～⑧を記入し、申込撤回の旨を記して、株式会社セルテック・ラボへ郵送してください。

はがき郵送先およびお問合せ先

株式会社セルテック・ラボ

〒101-0037 東京都千代田区神田西福田町 4-3 善幸ビル 3 階

TEL : 03-5577-5975 FAX : 03-3527-1931

Email : contact@ct-labo.co.jp